

記

一 収入を増加せしむる範圍ニ於テ時間給ヲ一割以上三割内外増加ス(即チ定額時間給ヲ増加スルト共ニ請員利益又ハ手書ヲ減ス)

右ハ東古月二十七日ヨリ実施ス

二 解雇手当規定ハ世間並ニ制定可成近キ將來ニ於テ尠表ス

三 共済會評議員ヲ社員側ト職工側ヨリ半數宛選出スルコトニ可成早ク改正ス

四 解雇者三名ノ復職ヲ許サス

以上

覚 書

一 全員ハ従前通協同一致シテ従業スルコト

一 各自自覚シテ今後工場ノ秩序ヲ紊乱スカ如キ行爲アル者ヲ出サハルコト

一 罷工ニ加ハラサル人及意見ヲ果シセル者トモ和合スルコト

(悪感情ヲ一掃シ排斥等ヲ爲スヘカラス)

一 組長ニ対シテハ其立場ヲ諒トシ従前通協同一致シテ従事スルコト

右之通責任ヲ以テ履行致候事

十四日午後二時入場式ヲ挙行シ笹村専務取締役及本儀工場長ノ訓示ニ次テ大林敬言察四若長ノ挨拶アリ十